

ストップ！児童虐待

11月は児童虐待防止推進月間

助けての
小さなサイン
受け止めて



言葉にできない子どもの悲鳴を見ない、聞かない、も虐待です。

厚生労働省 2008年度児童虐待防止ポスター

現代社会において、全国的に児童虐待に関する相談件数は依然として増加しています。特に子どもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶ちません。児童虐待問題は社会全体で早急に解決すべき重要な課題になっており、児童虐待の予防、早期発見・早期対応が重要になっています。

☎福祉課 ☎84-0316

子どもの虐待のサイン

虐待は親がどう思うかではなく、子どもにとって有害ならば「虐待行為」です。

●身体的虐待

打撲傷、あざ（内出血）、骨折、頭部外傷、やけどなど外見的に明らかかな傷害を加えること。
首を絞める、殴る、蹴る、投げ落とす、熱湯をかける、溺れさせる、タバコを押しつけるなど。



●ネグレクト

子どもの発達を妨げるような健康面や安全面の配慮を怠っていること。世話をしないこと。
家に閉じ込める登校禁止（子どもの意思に反して登校、登園を禁止する）、重大

な病気になっても病院に連れていかない、乳幼児を残したまま外出する、食事・衣服・住居などを不衛生な状態にするなど。

●心理的虐待

子どもに著しい心理的な外傷を与えること。
言葉による脅かし、無視をする、拒否的な態度を示す、ほかの兄弟と著しく差別的な扱いをするなど。

●性的虐待

子どもにわいせつな行為をすること、させること。
ポルノ画像を見せる、性的行為の強要をすることなど。

児童虐待が子どもの心身に与える影響

虐待を受けた子どもたちは、長期的に適切な養育環境を提供されなかったために、発育不全や発達の問題、非行などの性格行動上の問題、心的外傷後ストレス障害（心理的に大きなショックを受けた人がその

体験のあとに示すさまざまな心身症状）などをもたらす危険があります。

特に乳幼児期（0歳～小学校入学前）の身体的虐待は、頭蓋内出血や内臓破裂、骨折など時として死に至る危険性も高くなります。

身体的虐待と比べ、ネグレクトは軽視されがちですが、日常的に受けるネグレクトは、子どもを家庭で育てる人が子どもとのかかわりを積極的に持たないため、子どもは「親に捨てられた」「お父さん、お母さんは自分のことを思ってくれない」などと感じます。

また、食事を長期に与えないために栄養失調状態で発見されることや病院に通院させずに病状を悪化させてしまうことがあり、予想以上に死に至るケースが高くなっています。

心理的虐待は、「お前なんて産むんじゃない」「お前など、子どもに対して否定的なメッセージを長期間与え続けるため、子どもは自尊心感情が乏しくなり、自分自身の存在価値を否定する傾

虐待を受けた子どもの人生に大きな傷を残します。町では保育園・幼稚園・学校・警察・児童相談所・民生委員・児童委員などの関係する機関と連携をとり、それぞれの立場で子どもや家庭を見守り、虐待の早期発見に努めています。

虐待は、受けた子どもの人生に大きな傷を残します。町では保育園・幼稚園・学校・警察・児童相談所・民生委員・児童委員などの関係する機関と連携をとり、それぞれの立場で子どもや家庭を見守り、虐待の早期発見に努めています。

虐待を受けた子どもは、虐待を受けている子どもからは言い出しにくいことや暴力を受けて不自然な場所にあざができていても「自分でころんだ」と答え、虐待をする人をかばうことが言われています。

そのため、子どものちょっとした反応や変化に気づく身近な人の存在もたいせつです。最近では悲しい事件が報道され虐待に対して関

心が高まり、近所のかたや同居する家族からの発見も増えていきます。



もし相談してみたら

「もしかしたら虐待ではないか？」と思っても近所のかたや同居家族など身近な人の場合は、通報したことが虐待をしている人に「通報した」と思われにくい不安に思うことや、「ひどい泣き声やどなり声は毎日聞かせるけど、虐待かどうかはわからない」と悩むこともあります。虐待を通報することは、難しく勇気がいることですが、皆さんの一言が子どもを救うきっかけになります。「もしかしたら」と感じたらまず相談してく

児童虐待通報先

- 町福祉課 ☎84-0316
 - 小田原児童相談所 ☎32-8000(代表) **子どもの生命の危険や緊急性が高い場合**
 - かながわ子ども虐待ナイトライン **夜間の虐待通報専用**
☎0466-83-5500(午後8時～翌朝午前9時)
- *通報先には「守秘義務」があり、相談についての秘密は守られます。

虐待行為をやめたい、子育てが辛いと思ったら

- 町児童相談室
専任の専門員が、虐待に限らず、18歳の未満の子どもに関するさまざまな相談に応じ、いっしょに考えていきます。今まで言えなかったことを相談員に話してみることで、気持ちが楽になることがあります。お気軽に相談ください。
毎月1日号のおしらせ版にその月の相談日を掲載しています。

全国一斉「子育て・虐待防止ホットライン」

- 11月4日(火)10時～22時 連続12時間
「虐待かな」「子育てが辛い」と思ったら一人で抱え込まずにお電話ください。
虐待相談かながわ 0463-90-2260
特定非営利活動法人 子ども虐待ネグレクト防止ネットワーク